

改定（令和5年1月13日）	現行
<p style="text-align: center;">水道工事特記仕様書</p> <p style="text-align: center;">平成22年12月10日制定 平成23年 4月 1日改定 平成26年 3月 1日改定 平成27年 8月 1日改定 平成28年 1月 1日改定 平成28年12月 1日改定 平成30年 4月 1日改定 平成31年 4月 1日改定 令和 3年 3月 1日改定 令和 5年 1月13日改定</p> <p style="text-align: center;">I 共通編</p> <p>1 総則</p> <p>1.1 一般事項</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>1. 適用工事 この水道工事特記仕様書は、さいたま市水道局が発注する水道工事、その他これらに類する工事に適用する。</p> <p>2. 水道工事特記仕様書の適用 この水道工事特記仕様書に規定する事項以外は、水道工事標準仕様書による。</p> <p>3. 優先事項 工事ごとに別に定める追加特記仕様書は、この水道工事特記仕様書に優先する。</p> <p>1.2 現場における注意事項（安全管理）</p> <p>1.2.1 交通及び保安上の措置</p> <p>1. 現場の出入口及びその周辺等 受注者は、現場の出入口及びその周辺等、監督職員と協議の上、工事関係車両の通行に伴い一般交通の誘導が必要となる箇所に交通誘導警備員を配置するものとする。</p> <p>2. 交通誘導警備業務検定合格警備員の配置を必要とする路線 受注者は、埼玉県公安委員会が定める路線等において交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備業務検定一級または二級に合格した交通誘導警備員（以下「検定合格警備員」という。）を常時1名以上配置しなければならない。 なお、受注者は、検定合格警備員の配置にあつては、合格証明書の写しを監督職員</p>	<p style="text-align: center;">水道工事特記仕様書</p> <p style="text-align: center;">平成22年12月10日制定 平成23年 4月 1日改定 平成26年 3月 1日改定 平成27年 8月 1日改定 平成28年 1月 1日改定 平成28年12月 1日改定 平成30年 4月 1日改定 平成31年 4月 1日改定 令和 3年 3月 1日改定</p> <p style="text-align: center;">I 共通編</p> <p>1 総則</p> <p>1.1 一般事項</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>1. 適用工事 この水道工事特記仕様書は、さいたま市水道局が発注する水道工事、その他これらに類する工事に適用する。</p> <p>2. 水道工事特記仕様書の適用 この水道工事特記仕様書に規定する事項以外は、水道工事標準仕様書による。</p> <p>3. 優先事項 工事ごとに別に定める追加特記仕様書は、この水道工事特記仕様書に優先する。</p> <p>1.2 現場における注意事項（安全管理）</p> <p>1.2.1 交通及び保安上の措置</p> <p>1. 現場の出入口及びその周辺等 受注者は、現場の出入口及びその周辺等、監督職員と協議の上、工事関係車両の通行に伴い一般交通の誘導が必要となる箇所に交通誘導警備員を配置するものとする。</p> <p>2. 交通誘導警備業務検定合格警備員の配置を必要とする路線 受注者は、埼玉県公安委員会が定める路線等において交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備業務検定一級または二級に合格した交通誘導警備員（以下「検定合格警備員」という。）を常時1名以上配置しなければならない。 なお、受注者は、検定合格警備員の配置にあつては、合格証明書の写しを監督職員</p>

改定（令和5年1月13日）	現行
<p>1. 5 建設副産物</p> <p>1. 5. 1 一般事項</p> <p>1. 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書対象外の建設副産物 受注者は、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の対象ではない建設副産物について、施工計画書に処理計画を作成しなければならない。</p> <p>2. 建設廃棄物処理委託契約 受注者は、中間処理業者または最終処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結した場合、その契約書の写しを処理計画に添付するものとする。</p> <p>3. 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 受注者は、500m³以上の建設発生土を工事区域外へ搬出する場合は、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づき処理しなければならない。</p> <p>1. 5. 3 建設発生土処分における受注者の責務</p> <p>1. 建設発生土の搬出先への情報提供 受注者は、100m³以上の建設発生土を市外へ搬出する場合は、「建設発生土の搬出先への情報提供について」（関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会 建関技調第8号 平成10年1月27日）により、搬出前に搬出先自治体に「建設発生土搬出のお知らせ」を郵送等で提出し、その写しを施工計画書に添付しなければならない。</p> <p>1. 5. 1 1 提出書類</p> <p>1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示し確認を受けるとともにE票の写しを提出するものとする。 ただし、電子マニフェストシステムによる場合は、受渡確認票を提出することでこれにかえることができる。</p> <p>2. 再生資源利用計画の掲示 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3. 再生資源利用促進計画の掲示 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2 材料</p> <p>2. 1 材料一般</p> <p>2. 1. 1 材料の規格</p> <p>1. 熔融スラグ入り材料</p>	<p>1. 5 建設副産物</p> <p>1. 5. 1 一般事項</p> <p>1. 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書対象外の建設副産物 受注者は、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の対象ではない建設副産物について、施工計画書に処理計画を作成しなければならない。</p> <p>2. 建設廃棄物処理委託契約 受注者は、中間処理業者または最終処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結した場合、その契約書の写しを処理計画に添付するものとする。</p> <p>3. 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 受注者は、500m³以上の建設発生土を工事区域外へ搬出する場合は、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づき処理しなければならない。</p> <p>1. 5. 3 建設発生土処分における受注者の責務</p> <p>1. 建設発生土の搬出先への情報提供 受注者は、100m³以上の建設発生土を市外へ搬出する場合は、「建設発生土の搬出先への情報提供について」（関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会 建関技調第8号 平成10年1月27日）により、搬出前に搬出先自治体に「建設発生土搬出のお知らせ」を郵送等で提出し、その写しを施工計画書に添付しなければならない。</p> <p>1. 5. 1 1 提出書類</p> <p>1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示し確認を受けるとともにE票の写しを提出するものとする。 ただし、電子マニフェストシステムによる場合は、受渡確認票を提出することでこれにかえることができる。</p> <p>2 材料</p> <p>2. 1 材料一般</p> <p>2. 1. 1 材料の規格</p> <p>1. 熔融スラグ入り材料 受注者は、次の各号に定める材料のうち熔融スラグ入りのものを使用する場合は、本市が指定する施設等で生産された熔融スラグを骨材等の一部として配合したものを使用するものとする。 ただし、熔融スラグの生産状況により供給が不足する場合はこの限りでない。 (1) アスファルト合材</p>